

議案第 87 号

調布市公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 4 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

占用料の額を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例

調布市公共物の管理に関する条例（平成13年調布市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中「3, 810円」を「4, 540円」に、「1, 630円」を「1, 940円」に、「5, 440円」を「6, 490円」に、「2, 720円」を「3, 240円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市公共物の管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の公共物の占有に係るものについて適用し、同日前の公共物の占有に係るものについては、なお従前の例による。